

## 社会貢献優良企業優遇制度(協力雇用主支援事業)について

福岡市では、企業の社会や市・地域への貢献活動を評価し、当該社会貢献活動の促進及び本市事業の推進を図ることを目的として、社会貢献優良企業の優遇制度を設けており、対象事業である協力雇用主支援事業については、下記の通り募集しますので、お知らせします。

### 1 対象企業

地場企業（本市に本店を有する企業）で、「令和4・5・6年度競争入札有資格者名簿」に登載済み又は令和5年8月1日に新規に登載予定であること。

### 2 申請期間

令和5年6月1日から令和5年6月30日まで

### 3 認定期間

令和5年8月1日から令和7年7月31日まで

### 4 認定基準

対象企業が以下の要件をすべて満たす場合に、社会貢献優良企業に認定します。

- 1 協力雇用主として法務省福岡保護観察所に登録していること。
- 2 令和5年6月1日以前1年の間に、更生保護法第48条に定める保護観察中の者（同一者に限る。）又は同法第85条に定める更生緊急保護中の者（同一者に限る。）を3カ月以上雇用した企業

### 5 優遇措置の内容

市が発注する工事、委託、物品（原課契約含む）について、優先指名するなどの優遇措置を行います。

### 6 申請方法

(1) 必要書類等

① 認定申請書

添付ファイルを参照して下さい。

② 添付書類

令和5年6月1日以前1年の間に、保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用したことが確認できるもの。

- ・ 雇用契約書又は採用通知書
- ・ 賃金台帳の写しまたは出勤簿
- ・ その他法務省福岡保護観察所が指示する書類

## (2) 手続き等

認定申請書及び添付書類を取りまとめのうえ、以下の提出先に持参又は郵送にて提出してください。

### ①提出先

法務省福岡保護観察所 協力雇用主担当

〒810-0044

福岡市中央区六本松4丁目2番3号 福岡第2法務総合庁舎 1階

電話番号：092-761-6799

**※申請窓口は福岡市役所ではありませんので、ご注意ください。**

### ②留意事項

- 提出いただいた書類の返却は行いません。
- 申請期間は令和5年6月1日から令和5年6月30日までとなります。
- 内容確認の問い合わせや追加資料の提出をお願いすることがあります。
- 提出後、要件等を確認のうえ、福岡市役所から認定通知を送付します。

## 7 問い合わせ先

福岡市役所 市民局防犯・交通安全課

電話：092-711-4054

FAX：092-711-4059

メール：bouhankotsu.CAB@city.fukuoka.lg.jp